

一般質問

区政をきく

(一般質問)

平成26年第3回定例会では、区政全般について、11名の議員が一般質問を行いました。以下、概要をお知らせします。



3本の巨道路は防災に役立ちません 防災対策は、住宅耐震化など被害を未然に防ぐ予防第一に



飯沼 雅子 議員 (共産)

①道路計画がどうして防災対策なのか。②3路線建設の中止を。③区災害対策基本条例の変更を。④住宅耐震化促進のために補助を2倍に。⑤

感震ブレイカーの設置助成を。⑥水道の耐震化等を都に求め、置助成の拡大を。⑦耐震建てかえ助成の復活を。⑧3路線建設について区長参加のタウンミーティングを。⑨補償等について都と交渉している等と発言があったが、所見を。都市環境事業部長 ①総合的に進めることで防災力を向上させる。②都に中止を求めるとは考えない。③5年予定はない。④増額の考えはない。⑤既に進めている。⑥一般世帯向けに器具取り付け業者のあつ旋を行っている。⑦建築物除却時に助成できるように制度変更した。⑧7年開催予定はない。⑨都と補償や支援の道筋をつけているところだ。

ためこんだ税金77億円は、特
養ホーム増設など23区最低の福祉の底上げにこそ
①ため込んだ税金77億円は福祉の底上げに使うべきでは。②特養ホームの増設計画を。③適地を探すべきでは。健康福祉事業部長 ①これまで基金を有効に活用してきた。②7月第6期介護保険事業計画策定の中で総合的に判断する。③検討を行っていく。認可保育園大幅増設で来年4月には待機児ゼロに
①10月現在の入園申請数は。②区長の公約は、来年4月待機児をゼロにすることなのか。③基金があるのに区立保育園をつくれぬ理由は。④用地を確保し、認可保育園増設を。⑤新制度で待機児はゼロになるのか。⑥新制度について在園児保護者へ説明を。⑦各保育園で説明会を。⑧保育水準の維持拡充等を。⑨保育施設の基準は様々だが格差をなくすため財政支援の強化を。⑩認可へ引き上げる支援等を。保育料軽減策の継続等を。⑪すまいるスクールの基準を明確にし、遵守すべきでは。子ども未来事業部長 ①1千119人で、昨年より291人の増加だ。②待機児童ゼロをめざすことは区の目標だ。③待機児童対策に総合的かつ積極的に取り組むが、将来の少子化を視野に入れることは、行政に携わる者の責務と考えている。④南品川の国家公務員宿舎跡地の活用を進めている。⑤待機児童ゼロを目標とし、

現在策定中の子ども・子育て計画の中で施設整備計画を策定する。⑥7月資料配布や一定の対応は施設ごとに行うことができるようにしている。⑦区民説明会を開催した。⑧厚生労働省の設備基準を遵守していく。⑨小規模保育等の区独自加算や認証保育所の運営助成も継続する。⑩認可外施設から小規模保育への移行支援を区独自で行っている。⑪関係政令の公布を視野に検討している。⑫条例等を遵守していく。

卒業式中止、合同運動会など子どもの成長・発達に合わない小中一貫教育や学校選択制など「教育改革」の見直しを
①来年1月の「今後の品川の教育改革」と題する提言発表に当たり7区民アンケート
①パブリックコメントを。②小中一貫校における運動会や卒業式のあり方は。③プラン21を見直し、教育条件整備等の検討委員会の立ち上げを。教育次長 ①7月これまでのアンケートを活用し準備している。②実施する考えはない。③卒業式は26年度から全小中一貫校で実施する。運動会は校長が実態に合わせ判断するものと考えている。④考えはない。

日米競争体制づくりを許さない
秘密保護法廃止、集団的自衛権行使容認撤回を国に求めよ
①秘密保護法廃止等を国に求めるべきでは。区長 ①自治体の首長としての見解は控えるべきと考え。撤回を求める考えはない。

地域振興事業部長 ①消費者センターにおける70歳以上の高齢者の相談件数は年々増加し、昨年度は相談件数全体の18.5%を占めている。②消費者センターと高齢者福祉課、社会福祉協議会成年後見センター、地域活動課生活安全担当、区内警察署等が連携し、被害予防や救済のための一体的に取り組む土壌が形成され、成果を上げている。③消費者センターでは、高齢者クラブ等へ啓発するとともに、外出が難しい高齢者に対し民生委員や町会・自治会等へ見守りを依頼し、注意すべき兆候や悪質商法の情報提供等に努めている。さらに区内配達事業者等の安全安心・パトロール協定推進事業も高齢者の見守りと消費者被害抑止に寄与すると考えている。④町会・自治会、高齢者クラブや介護事業者等の団体の意見等も踏まえ、検討していく。⑤相談員による相手方との直接交渉、警察への通報、専門アドバイザーである弁護士

高齢者の消費者被害の予防と救済のためのネットワーキングづくりについて



大沢 真一 議員 (自民)

①高齢者を標的にした悪質商法の被害が後を絶たない。現在、悪質商法対策のため消費生活相談員による出前講座などが行われているが、被害者や相談件数は増加の一途をたどっている。高齢者の消費者被害が増加、深刻化しつつある現状を把握しているのか。②平成21年に日弁連において消費者センターと福祉団体の連携の必要性、組織づくりに関する意見書が提出され、各自治体が組織づくりをしたと

聞いているが、区の現状の取り組みと成果は。③高齢者の消費者被害の予防と救済のため、行政における消費者部門と高齢者部門に関する見守りネットワーキングは、どのような仕組みか。④高齢者への消費者被害防止啓発事業等の取り組みと効果は。⑤出前講座に参加するような、積極的に元気な高齢者は比較的被害に遭いにくいように思うが、そうでない高齢者への対応はどのようにしているのか。⑥町

会・自治体や高齢者クラブ等へ消費者センターや弁護士が出向き、被害の実態や救済の困難性を説明するなど、これまでの出前講座を一步前進させた形で実施しては。⑦消費者センターでは、具体的な被害の報告があった場合⑧どのような対応をしているのか。⑨弁護士会との具体的な相談システムを築く必要について、どのように考えているのか。⑩既存の法律相談制度や出前講座等について、新たに弁護士会を通じ、専門性の高い弁護士を更に活用すべきと考えが、所見は。

都の迷惑防止条例では、都公安委員会が指定する区域内の公共の場所で、性風俗店等に係る勧誘の目的等で相手方を待たせたり禁止されているが、区の指定地域でも風俗営業関係の客引きが多数出現している。これらの問題を解決し取り組みを進めさせるために、区や区民、事業者、警察署が一層協力し、客引き等に対し継続的に指導を実施することが重要と考える。客引き防止活動の裏づけとなる区独自の根拠法令を策定することが肝要と考えるが、見解を。区長 ①昨年10月、大崎警察署や区民等と「盛り場環境浄化キャンペーン」を開催するなど、まちの環境浄化に向けた意識の醸成に努めてきた迷惑な客引きは、まちを訪問された方や住民に不快感や悪感を与えるだけでなく、まち全体の環境を悪化させるおそれがある。区としても、区民、警察署等と連携し、迷惑な客引き等の防止の強化に向けて、平成27年第1回定例会議での条例案の提案をめざし、準備を進めていく。